

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : クレハ建設株式会社(法人番号6380001012793)
業者の住所 : 福島県いわき市錦町綾ノ町16番地
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年3月11日 から 令和8年4月21日 まで(6週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、福島県内及び茨城県内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日、東北地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内